

令和 7 年度平群町ストックマネジメント実施方針に基づく 管路施設点検業務 仕様書

第 1 章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、平群町が委託する令和 7 年度平群町ストックマネジメント実施方針に基づく管路施設点検業務に適用する。

2 用語の定義

仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、委託者と受託者が対等な立場で、合議することをいう。

3 法令等の遵守

- (1) 受託者は、清掃作業等を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則、その他関連法規等を遵守しなければならない。
 - 1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
 - 2) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
 - 3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
 - 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。
- (3) 建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。業務完了検査に際して、対象労働者（被共済者）の共済手帳への建設業退職金共済証紙貼付実績に係る報告書を作成し、調査員へ提出すること。報告書の様式は調査員の指示に従うこと。
- (4) 本委託において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (5) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

4 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。
 - 1) 着手届
 - 2) 管理技術者届
 - 3) 工程表
 - 4) 緊急連絡届
 - 5) 業務計画書
 - 6) 酸素欠乏危険作業主任者届
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受託者は、調査完了後、次の書類を提出すること。
 - 1) 業務完了通知書
 - 2) 実施工程表
 - 3) 成果品

5 官公署への手続き

受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、業務に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに現場代理人、並びに TV カメラ調査の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。なお、管理技術者は（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理主任技士または下水道管路管理専門技士（調査部門）のいずれかの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。
- (5) 作業標示板は、道路工事現場における標示施設等の設置基準に基づき設置すること。

7 下請負人の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を下請負する場合、着手に先立ち、下請負人使用状況届を提出すること。作業期間中に下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 作業の実施にあたって、著しく不適當であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受託者は、ただちに必要な措置を講じること。

8 地先住民等との協調

- (1) 作業着手前に履行場所周辺の家屋や店舗などに対し、周辺住民への周知徹底を図ること。夜間作業を実施する場合は、作業員の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。
- (2) 受託者は地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があった時は、遅滞なく調査職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

9 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに調査職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- (3) 委託に係る賠償責任保険等に参加し、本委託の契約後、速やかに証券等の写しを調査職員に提出すること。

10 調査作業記録写真

受託者は、次の各号に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して調査職員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査延長 300m程度に対して、1箇所 の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、調査職員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、路線番号、撮影対象及び受託者名を明記した黒板

を入れて撮影すること。

(3) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

(4) 写真撮影はデジタルカメラを使用し、保存するファイルの種類は JPEG 形式とする。また、保存する解像度は 300dpi で最低画像サイズは 1600×1200、必要画素数 200 万以上を確保すること。

保存するデータ名は路線番号を付けて整理すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。（局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等安全対策の手引き参照）
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、調査職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 下水道管渠内作業を行う場合には、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編-2014年版」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）第3章第4節、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月下水道管きょ内作業の安全管理委員会）等に基づき、硫化水素中毒対策として、現地の状況を把握するとともに適切な防止措置を取ること。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、調査職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通

誘導警備員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出すること。

5 その他

- (1) 受託者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに調査職員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに委託者に届け出ること

第3章 調査工

1 一般事項

- (1) 受託者は、「調査工計画書」に調査箇所、調査順序を定め、事前に監督職員に報告したうえで作業に着手すること。
- (2) 受託者は、調査にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者が、監督職員の指示に反して調査を続行した場合および監督職員が事故防止上危険と判断した場合等には、調査の一時中止を命ずることがある。
- (4) 調査にあたり、道路その他の工作物を土砂等で汚染させないこと。万一汚染させたときは、調査終了の都度洗浄・清掃すること。
- (5) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃につとめること。

2 調査工

(1) 調査工計画書

受託者は、調査にあたり、事前に下記事項を記載した調査工計画書を監督職員に提出すること。

ア 調査概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

ウ 調査計画（調査方法、実施工程表）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気、有毒ガス対策方法）

オ その他（本町監督職員の指示する事項）

(2) 調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 目視による調査

調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、侵入水、内部のクラック、側壁・目地のずれ、足掛け金物およびコンクリートの腐食、足掛け金物の欠損本数、蓋の磨耗度、蓋のガタつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良個所を調査し、写真撮影を行うものとする。写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影

すること。

(5) テレビカメラによる調査

- ア 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合の洗浄水は受託者で確保すること。
- イ 本管の調査は原則として上流から下流に向けてテレビカメラを移動させながら行うこと。
- ウ 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口等に十分注意しながら全区間撮影（カラー）し、DVDディスクに収録すること。異状箇所および取付け管口等の必要箇所については側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVDディスクに収録すること。
- エ 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心の距離とし、正確に測定すること。
- オ 取付け管部の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- カ 管内に異常が発見された場合は、DVDディスク等と別にモニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
これらの撮影内容および方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を受けなければならない。

(6) 異状時の処置

調査の続行が困難となったときは、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等調査の完遂に努め、その原因状況を把握すること。

3 報告書

- (1) 調査結果は、「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き 2016 年版（公社）日本下水道協会」により報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、解像度が下がらないようにして変換収録を行うこと。
なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
- (3) 調査判定基準及び緊急度判定基準については、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）【本編】平成 25 年 9 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部」によること。

- (4) 健全度判定については、平群町下水道ストックマネジメント計画によること。
- (5) 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。

電子データについては、報告書の他に、カメラ調査した結果（１スパンごと）を委託者が指定する形式に保存（エクセル）すること。

- ①調査報告書
- ②調査箇所全体図面（調査路線図、不良箇所位置図〔管渠〕）
- ③不良箇所写真帳
- ④調査映像（テレビ調査の場合〔DVDまたは外付けHDD等〕）
- ⑤その他監督員の指示するもの
- ⑥各種電子データ